

## 附録 市政裁判所時代の判事

### 「町奉行勤役中の話」 土方久元伯の談

出典：博文館『太陽』第六卷第十五号

明治三十三年十一月一日発行

\* 読みやすいように、現代かな遣いに改め、送り仮名なども一部訂正しました。

上野の彰義隊の征伐が済むとすぐ江戸の幕府の政治を朝廷に取りあげることになって、新田三郎という男が社寺裁判所判事、すなわち寺社奉行となり、江藤新平が民政裁判所判事で勘定奉行の役を仰せつけられ、西為忠\* 1と私が市政裁判所の判事となり、私は南町奉行、西は北町奉行となりました。この西という男は、その後あまり発達しない方で、気の毒じゃった。何でもツイ近頃まで梨本宮の御家令をしておつて亡くなりました。当時私は市政裁判所判事の任を拝するとすぐ南町奉行の役宅に入り込んで与力同心を集めてこういう申渡（もうしわたし）をした。

このたび王政御一新となり、今日より幕府の政事を取りあげ、朝廷の政事を施くわけである、今度の御改革とい

うものは決して豊臣家が徳川家に変ったとは違って、すなわち一天万乗の君の親しく知（しろ）しめさるることになったわけである、敵国に降伏したという訳のもではない、お前方も皆天下の臣民である、天下の臣民として今上陛下に対したてまつりつくそうという精神をもつて御奉公するなら皆な使ってやる、それが出来ないというなら暇をやるから

すると与力同心のなかでわずか一人か二人が不服でお暇を願ったものがあつたが、あとは残らず服従して勤めることになった。それで事ができたのです。

その頃、町奉行所のつかさどる事務というものは、行政においては今の府と市でやることと警視庁でやることを合併したようなもので、司法のことは地方裁判所から大審院までの仕事を一手でやる。何でも独断でドシドシやりよつたが、昔は死刑を執行するには老中の判がすわらなければ執行はできなかつたものであるが、御一新勿々（そうそう）の際はその暇はないから奉行一個でズンズン執行した。しかし江戸の市政を受け取ると同時に恩威ならび行われるという御政令を施かねばならぬというので、当時牢獄にあるものの内大逆無道の罪を除くの外すっかり赦免してしもうた、それか

ら民心を収攬（しゅうらん）する手はじめに何をしようかという評議が起つて、先ず忠僕孝子、貞婦等に御褒美（ほうび）を下さるのがよろしかろうというので、江戸中調べさせて町奉行によび出して御褒美をやったが、そのとき俳優の岩井半四郎も親孝行のかどでよびだされて鳥目（ちょうもく）一貫文\*2御褒美として渡されたが、そのときの模様というものは実にどうも褒められに来たのやら叱られに来たのやら分らぬ。半四郎はまだ若い時で、振袖の着物でタヨタヨやって来たが、その姿というものは実に何ともかともいわれぬ別嬪（べっぴん）で実に奉行の私みだりに心を動かしたネ。どう見ても男とは思えぬそいつを、検座と云う下役人の奴がドングリ石の上に「座れ」「立てー」というので、実に私は憫然（びんぜん）に思つたよ。

それで、この町奉行というものは徳川氏時代の制度からして南北に分かれ、隔月に行政司法の職を執つたもので、南北競つて事務の成績をあげようとしたものである。それでも市民の方で南北町奉行の善悪を評判している。今月の御奉行は駄目だというと、公事があつても訴えない。翌月名奉行の月当が来るのを待つて訴えるという風になつておつた。それ故、訴訟の多いのは大変奉行の名誉としたものであつた。

奉行の月給、江戸の市政が朝廷御直轄になつてから市政裁判所の判事、即ち町奉行の月給というものは五百円であつた。そのころの五百円というものは今から考えて見ると大したものである。

奉行の執務時間、朝は四ツ刻\*3に奉行所に出る。奉行所と奉行の内宅との区域は杉戸一枚立つて居る。今の十時頃から二時三時頃まで行政の事務をみて、それから白洲に出て民刑の訴を聴き、それぞれ審判を与えるのであるが、最初は奉行が聴いて、それから与力が下調べを済まして、又奉行が今の公判の様に審問したものであつたが、当時はまだ幕府の遣法たる拷問の制度が残つておつたから、私なども被告人を調べたが、こつちは田舎弁であるのに向こつは江戸っ子で双方言語が通じないところがあるので、私は口返答でもすると、黙まれー、打（ぶ）ッてーと、ずいぶんやったものである。すべて奉行の権力で活殺自在にできたものである。今から考えると実に隔世の感なき能わずである。（下略）

\* 1 西尾遠江介為忠の誤り

\* 2 三十貫文の誤り

\* 3 午前十時頃